

2025 年 6 月 11 日

大阪市長
横山 英幸 様

大阪市対策連絡会議
事務局長 庄司 修
大阪市北区錦町 2-2 国労会館 3 階
大阪労連・大阪市地区協議会気付
TEL 06-6351-9954
FAX 06-6351-9956
mail osksitairen@yahoo.co.jp

2026年度 大阪市予算に対する要望書

1. 大阪府・大阪市一体化条例・規約について

- (1) 府市一体化条例の下で大阪市は主体性を奪われ、大阪府に従属するようになっていきます。2 度にわたる「住民投票」で大阪市民が下した民意は、大阪市の存続と政令指定都市としての権限と財源を使い、その役割を発揮することです。民意を踏みにじる府市一体化条例・規約の廃止を求めます。
- (2) 府市一体化条例と規約には大阪の成長戦略やうめきた地区、新大阪駅周辺地区、夢洲・咲洲地区、大阪城東部地区等の広域拠点開発やグランドデザイン・大阪などの推進が明記されていますが、それらはいずれも巨額の税金投入が求められる大型開発事業ばかりです。現在進行中の淀川左岸線二期及び延伸部の工事や夢洲での万博会場ではそれぞれ数百億円の費用増大が公表されていますが、条例・規約がとりくむ大型開発事業にかかる総事業費や大阪市の負担額について当初予算を大幅に上回ることが予想されていることからその全容を市民に明らかにすることを求めます。
- (3) 大阪市は 2024 年度の予算編成方針で「収入の範囲内で予算を組むことを原則とするなど、将来世代に負担を先送りすることのないよう財政健全化への取組を進める」とともに、限られた財源のもとでの一層の選択と集中を全市的に進める」ことをあげています。大企業だけが潤う事業への予算の選択と集中が中心となっている方針を改め、市民の個人消費力を高める施策、中小零細企業や個人商店の営業への支援施策に重点を移すことを強く求めます。

2. 大阪・関西万博開催および IR・カジノ誘致について

- (1) 大阪・関西万博の会場ではメタンガスが発生し続け 4 月 6 日のテストランでは爆発濃度のガスが検知されています。また、万博協会の防災実施計画では南海トラフ地震・津波の発生の際は 15 万人が三日間避難できないとしています。参加者やスタッフの安全確保の具体策を示してください。
- (2) 万博の運営費が赤字になった場合に大阪府府民・大阪市民の負担にならないようにしてください。
- (3) 人の不幸で儲けるカジノを大阪に誘致する計画を中止・撤回してください。
- (4) 国土交通省が「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」を認定した際に付した条件の「地域との双方向の対話の場を設け、地域との良好な関係構築に継続的に努めること」を踏まえ、説明会は広く府民が参加・視聴できるよう動画配信で公開してください。また動画配信公開を拒否する場合は、その理由を説明してください。
- (5) スマホで簡単にギャンブルができる状況になり被害が拡大しています。ギャンブル依存が疑われる

者の割合の調査結果を踏まえ、直ちにギャンブル依存症対策の強化と予算の増額をしてください。

- (6) カジノ事業者だけを特別扱いする夢洲 3 区の土壌改良費の公費負担をやめ、地盤沈下対策費用なども負担しないでください。
- (7) カジノ用地の賃貸契約について価格を決める過程で大阪市と複数の不動産鑑定事業者の間での官製談合疑惑が明らかになっています。隣接地の関電夢洲変電所の土地価格が33万円/1㎡なのにカジノ用地は12万円/1㎡という格安価格は不当です。格安賃料での契約を撤回してください。

3. 暮らしの要望

～無駄で危険な大型開発はやめて、地震、津波、台風、ゲリラ豪雨などの災害に強い、安全なまちづくりを進めてください～

- (1) 緊急時に十分役割が発揮できるよう専門職をふくめた職員体制を確保してください。その際は非正規職員ではなく、正規職員の増員を行なってください。
- (2) 公共施設・学校・避難所・災害拠点病院などの、自然エネルギー発電設備・蓄電設備などの設置の計画を持ち、さらに促進してください。
- (3) 太陽光パネルなど自然エネルギー発電・蓄電設備のための補助金制度をつくってください。
- (4) マイボトル用給水スポットを市庁舎、区役所・出張所・支所・図書館など公共施設や小中学校に設置をすすめてください。
 - ① 正規の教職員をふやしてください。
 - ② 市独自で小学校・中学校の全学年を20人以下学級にしてください。
 - ③ 学校選択制を中止し、小・中学校の統廃合や小中一貫校計画はやめてください。
- (5) 教育の一環で実施している学校給食は、国産の安全な食材を使ってください。国産米を確保し、米飯給食の回数をふやしてください。
- (6) 入学などにとまなう必需品の費用の補助制度を市として創設してください。
- (7) 不登校や発達に関する相談体制の充実を図ってください。小・中学校に一人以上の正規の専門職員を配置してください。
- (8) 4月から標準家庭で関西電力の電気代が前月比465円、大阪ガスのガス代が141円の増と、米価を含め異常な物価高が続いて市民の生活が困窮しています。市民の生活を守るため上下水道料金の基本料金を減免してください。
- (9) 熱中症対策の一つとしてクーリングシェルター施設が設置されていますが、行政区ごとの設置個所や利用可能時間等を区広報紙に記載し、区民が利用しやすいようにしてください。今後の増設計画もお示しください。
- (10) 災害避難所の満たすべき基準を定めた「スフィア基準」の必要性から、政府の自治体向けガイドラインが改定されました。これによれば大阪市の避難所はすべての面で大きく立ち遅れています。一人当たりの居住空間、男女別トイレ数、冷暖房設備、簡易ベッド・テントの備蓄数、水の確保、トイレカー・キッチンカーなどです。政府の財政的援助が必要ですが、今後の大阪市の取り組みはどうなっていますか。可及的速やかに着手してください。
- (11) 医療機関の倒産・休廃業が過去最多を記録するなか、病床を削減する病院に1床につき410万円の給付金を出す「病床数適正化支援事業」への申請が、医療機関が提出した計画書では5万床に達しており、今後も増える見通しとされています。コロナ禍では高度急性期・急性期の病床不足などが問題になりましたが、その体制・機能のさらなる縮小は高齢者をはじめ国民に大きな不安を与えます。患者を「入院から在宅へ」転換する「新たな地域医療構想」は医療体制をさらに縮小させます。大阪市の現状の取り組みについてお教えてください。
- (12) 公租公課や生命保険料・新聞代など毎月支払いが多いのに、昨今の異常な物価値上げで、隔月

の年金支給では 2 カ月目の生活がより一層大変です。300兆円もの年金積立金の10万分の1もあれば毎月支給にすることが可能ではないでしょうか。実現できるよう国に強い働きをしてください。

- (13) 都市部で訪問介護事業者所が増えているのは、主にサ高住など集住型の施設を回る事業所です。小規模事業所は介護報酬引き下げで新しいなり手がおらず、利用者のニーズに答えられなくなってきており、介護保険制度の根幹を揺るがす深刻な事態が進んでいます。保険料は上がり続け、給付は下がり続ける上に利用できる訪問介護事業所が少なくなるのは、被保険者から見れば詐欺です。まずは日本一高い保険料に公費を入れて下げ、介護認定審査を30日以内で行うなど介護保険制度導入時の原点に立ち返るべきです。
- (14) 大阪市の責任で市民の交通権を守るためにコミュニティバスを運行してください
- (15) 大阪市の責任で公園の便所を清潔に維持管理すること。特に大便器は洋式に切り替えること。
- (16) 後期高齢者医療被保険者証の有効期限は2025年7月31日までですが、厚生労働省は「マイナ保険証」の保有にかかわらず、一斉に1年間有効の「資格確認証」を交付するとしています。75歳以上のマイナ保険証の利用率は「相対的に低い状況だ」と言われていますので、2026年7月1日以降も同じ取り扱いにならざるを得ないと思いますが大阪市の対応をお教えてください。
- (17) 自衛官の募集のために、子どもたちの名簿を本人の同意なしに提供しないでください。また、「除外申請」ができることもひろく知らせてください。
- (18) 教育、市民生活、防災活動への自衛隊の参加や、防災の名を借りた自衛隊の広報PR活動をしてないようにしてください

4. 住民自治を発展させ、市民のくらしを守るために

- (1) 区政会議
 - ①区政会議を充実させ、現在の行政区の権限や財源を拡充してください。
 - ②区政会議の公募委員の定数を増やし、女性の参画がせめて3割以上になるようにしてください。
- (2) 区役所業務の民間委託について、費用対効果を含めて検証し、その内容を公開してください。昨年の回答で「費用対効果の検証や委託事業車名及び委託費の推移にかかる資料について情報提供の依頼をいただいたら制度に則り提供する。」と回答されていることから情報の提供を要望します。
- (3) 区役所窓口業務を直営に戻すとともに職員を増員し、窓口の混雑緩和、市民が安心して手続きできる窓口にしてください。
- (4) 区役所によっては3〜4割近くが非正規職員なっていますが、現行体制で災害発生時に対応できているのでしょうか。昨年の回答では「職員の適正な配置に努める」とされていますが、適正な配置とはどういう状態を言うのでしょうか。
- (5) 近年増えている線状降水帯による長時間続く豪雨について、防災・減災対策、発生時の対応、市民周知はどうなっているか教えてください。
- (6) 水道事業の民営化を「民間化を行う予定はない」という考えに変わりはありませんか。また浄水場等の統廃合は行わないでください。
- (7) 災害に強い水道にむけた防災・減災計画、復旧対策の強化をしてください。「大阪市水道施設整備中長期計画」に基づく取り組みの進捗状況はどうなっていますか。
先日、大阪市の管路更新の目安とされている年月に到達していない水道管から水漏れが起きましたが、今後の管路更新の方針についてどうされるつもりですか。
- (8) 安心・安全は水の提供にむけ水質の監視・検査を強化してください。水道からもPFAS等の検出が全国各地で起こり、社会問題となっています。大阪市として、独自の基準設定や検査体制、検査の

強化の考えはありますか。

- (9) 水は命の源であることから水道料金の引き下げ又は減免制度を復活してください。
- (10) 夏季の上下水道の基本料金を減免してください。
- (11) 市税事務所化で市民は不便になりました。市民の利便性を後退させる行政区のブロック化は行わないでください
- (12) 区役所にある派出銀行は廃止しないでください
- (13) 今年4月24日から府下全域で暑さ指数が35以上予測される場合、新たに「熱中症特別警戒アラート」が前日午後2時ごろに発表されます。外出やイベントの中止・延期などを検討するよう求められます。いよいよ夏季のエアコンの電気代の助成が必要になります。高齢者の命を守るためご検討ください。
- (14) 大阪市では「火葬待ち」はないのでしょうか。2040年には死亡者が全国で167万人になると予想されています。横浜市では平均すると5～6日待ちで斎場を1か所増設するそうです。「火葬待ち」が長引くと遺体の保管料や関係者の待機で葬儀費用が増加します。大阪市の現状と今後の計画をお教えてください。
- (15) 「新・市政改革プラン」では、取組方針1の幼稚園・保育所・一般廃棄物のゴミ収集業務などの官民連携の推進はある程度読み取れますが、取組方針2や3は難解です。具体的にどう変わるのか明らかにしてください（要約を示していただければと思います）
- (16) 大阪市の各種申請書等は元号だけでなく、西暦でも記入できるような書式にしてください

5. 地域での次世代育成を支援し、生涯安心して暮らせる地域保育・福祉施策の推進を

～児童福祉・保育、障がい者福祉、地域福祉、高齢者福祉～

<A 保育行政>

- (1) 感染症拡大防止の一環として、保育職場で働く全職員に検査キットを配布してください
- (2) 民間・公務問わず保育士、幼稚園教諭、学童保育指導員等の人材確保が困難な状況を解消するためにも、賃金の大幅な引き上げをはじめとした抜本的な処遇改善をおこなってください。また民間施設でもそれを可能とするための大阪市独自の支援策を実施してください。
- (3) 正規・非正規問わず、保育士欠員の実態を把握し、早急に解消してください大阪市内のすべての保育所において、配置基準上の保育士は、保育士資格を持っていることを原則条件としてください。
- (4) 災害時や感染症流行時でも、子どもの命と安全、人権が守れるよう、公立や認可保育施設の新設・増設を行うこと。また、既存の保育所での要員確保ができるように配置基準外の保育士の配置制度を創設してください。そして災害対策予算をつけて、施設の総点検を行い、剥き出し蛍光灯を危なくないようにしたり、窓ガラスに飛散防止フィルムを貼ったり等を子どもの命と安全を守ってください。いつ起こるか分からない災害時に、現在、老朽化の進んだ公立保育施設の耐震、安全性を確保するために、建て替えや補強等、施設設備を全箇所でおこなってください。
- (5) 国の保育士配置基準の改正に伴い4・5歳児、25：1を経過措置を待たず早急に行ってください。国の対応を待たず、大阪市独自の予算で早急に国基準の4・5歳児、25：1、3歳児、15：1を実施すること、現在すすめている1歳児5：1を全箇所実施すること、また、配置基準を引き上げることにより、待機児童が増えることがないように、公立や認可保育施設での新設・増設をおこなってください
- (6) 看護師配置について園の持ち出しなしに、早急にすべての保育所に看護師を配置出来るよう市として財政措置をおこなってください
- (7) 医療的ケア児の受け入れにあたって国から補助が出ていますが補助に基づく予算はどのように措置しているか明らかにしてください。保育所への看護師配置の状況を明らかにするとともに、全保育所

への看護師配置を行ってください。

(8) 感染症予防を含む子どもの命と安全を守るために、面積基準を市の責任で拡充してください。大阪市の面積基準は国基準よりも低いため、最低でも国基準としてください

(9) 障害者手帳や療育手帳を所持している子どもの対応については、加配単価を引き上げ専門職として配置できるよう補助金を増額してください。また、手帳の対象にならない子どもに対しても、個別対応で十分な保育が保障できるよう、実情に応じて職員加配をおこなってください。

(10) 「障害児保育巡回指導講師派遣事業」について、講師を増員、定期的な派遣を実施するなど、必要とする全ての子どもたち、保護者、保育士、民間・公立問わずすべての保育所への支援ができるよう制度の拡充を行ってください。巡回指導員については、心理職の専門家を配置してください。また、同事業講師からのアドバイスを実施するための加配制度を設けてください。

(11) 保育所の食物アレルギー児への支援を大阪市として行ってください。

① アレルギー児への代替食や除去食を実施している保育所に対して人件費や調理器具・アレルギー児用食材などの購入に対し、補助金等の措置を講じてください。

② アレルギー児への代替食や除去食を実施している保育所に対して給食調理員の増員を高じてください。

③ 栄養士の加配については必要とする全ての園で、園の持ち出しなしに正規職員で配置できるようにしてください。

(12) 安全に散歩等戸外活動ができるよう、ガードレールや歩道の設置を行うよう対策を講じてください。

(13) 改善Ⅱを、定められた年数以上の経験を持つ保育士全てに支給できるよう制度を拡充してください。また、支給要件となる研修については、現場の大きな負担とならないよう実施にあたっては現場の意見を聞いてください。

(14) 国が推し進め、大阪事もとりくみを始めた、誰でも通園制度は、現場の意見を聞き、在園児も含め安全に過ごし発達が十分保障されるように、また職員の過重労働にならないように、早急に調査最検討し、条件整備をおこなってください。

＜B.障害者団体＞

障害者（児）・福祉施策について

(1) 福祉現場では慢性的な働き手不足が続いており、事業継続が困難になっている事業所が増えてきています。大阪市として福祉人材確保に向けた総合的な計画を立てて実行してください。（文章回答）

(2) 利用料1割負担を廃止するよう国に要望するとともに、大阪市独自に利用者負担の軽減が図られるよう支援策を講じてください。（文章回答）

(3) 2024年度報酬改定の改善について国に粘り強く要望してください（口頭）

① 処遇改善加算を基本報酬に含めるもしくは、報酬の使途、人件費比率の下限、利益率の上限など福祉企業を通してあからさまな営利追及が行われないよう制度上の規制を設けるよう国に要望してください。

② 報酬改定について福祉の向上に資する内容であることを検証し、改善が必要な際は3年を待たずに即時改定するなど迅速に対応するよう国に要望してください。

③ 日割報酬を止めて月額報酬にするとともに、利用者の重度化・高齢化への対応については基本報酬を引き上げることを軸に実施するよう国に要望してください。

(4) 移動支援事業の拡充とヘルパー確保に向けて支援策を講じてください。（口頭）

- ① 障がいのある人が、通勤や通学等社会生活を行う上で必要な移動支援を個別給付の事業として新たに設けるよう国に要望するとともに、大学修学支援のように大阪市として独自に支援策を講じてください。
- ② 最低賃金の上昇と比較して、ガイドヘルパーの給与は上がっておらず、ますます人員の確保が困難になっており、サービスの提供自体に支障をきたしている状況です。国に報酬単価の引き上げを強く要望するとともに処遇改善加算や早朝・夜間加算を設ける等の大阪市独自の制度改定を行ってください。また大阪市の移動支援事業でコロナ過前後の事業費用の増減がどの程度あったか提示していただき、減少分がある場合報酬単価の補填に充てて下さい。
- ③ 1か月の移動支援時間数の上限51時間を拡充して下さい。また、利用時間が月の支給時間に満たなかった場合は、翌月に持ち越すことができるなど、柔軟に利用できるようにして下さい。
- (5) 65歳から介護保険対象となった障がい者に対して、一律に介護保険サービスを優先することなく、本人のニーズや状況に基づいて柔軟に支給決定を行ってください。
- (6) 障がい者及び高齢障害者が利用できる生活施設の整備を行ってください。入所施設の整備・建設をおこなってください。医療的ケアを含めた重度の方が安心して利用できる暮らしの場を市の責任で整備してください。(口頭)
- (7) 地域活動支援センターの委託料や各種加算等について大阪市独自に改善して下さい
 - ①地域活動支援センターは他の事業に繋がり難い方々の居場所になるなど、障がい当事者にとってはなくてはならない存在です。支援の充実や職員確保に向けて委託料について、せめて生活介護事業の報酬単価と同等以上になるよう引き上げて下さい。
 - ②委託料の算定について、各障害の特性に配慮して通院など必要不可欠な事由については利用扱いにすることや年間の平均利用者で委託費を決定するなど、実態に即したものとして下さい。また建物賃貸料を始め各種加算についても実態に即した加算として下さい。
- (8) 大阪市障がい者グループホーム整備費補助事業について、「賃貸」及び「購入」補助を改めて整備してください。(口頭)
- (9) 居宅介護事業所においてヘルパーが慢性的に足りないため、利用者からの希望に応じることができないケースが多くなっています。不足状態を解消するためにも、安心して働き続けられる報酬単価となるよう国に強く要望してください。(文章)
- (10) 自然災害などによる事業所建物の損壊やライフラインの停止などで止む無く事業所を休所した場合、運営費の減収等について具体的な救済策を国及び大阪市内で講じてください。(文章)
- (11) 福祉避難所の協定が進んでいない行政区に対して、市がイニシアチブをとり、支援学校や公共施設等との福祉避難所の協定を結べるようにはたらきかけて下さい。また福祉避難所の備蓄物資等必要な整備のための予算措置をとってください

<C 福祉保育労働者>

●保育

- (1) 子どもたちの安全と健康な発達を守るため、国の対応を待たず、市として独自に保育士の配置基準を0歳児 2:1、1歳児 4:1、2歳児 5:1、3歳児 10:1、4~5歳児 15:1にすること。また、配置基準を引き上げたことにより待機児が増えることのないよう、公立や認可保育施設の新設・増設

を行うこと。

- (2) 保育士の雇用を継続し、安定した運営で年度途中の保育需要に対応するため、定員割れした場合の運営費減収分を補う運営費補助制度を半年以降も拡充すること。
- (3) 看護師配置について、すべての保育所に園の持ち出しなしに、正規職員で看護師を配置できるよう、市として財政措置すること。
- (4) 感染症予防を含む子どもの命と安全を守るために、面積基準を市の責任で拡充すること。
- (5) 障害者手帳や療育手帳を所持している子どもの対応については、加配単価を引き上げ、専門職として配置できるよう補助金を増額すること。また、手帳の対象にならない子どもでも多様な配慮が必要な事例が増えている現状に対応し、十分な保育が保障できるよう、実情に応じて職員加配を行うこと。
- (6) 「障害児保育巡回指導講師派遣事業」の講師を増員するなど、必要とするすべての子どもたちへの支援ができるよう、制度の拡充を行うこと。また、同事業講師からのアドバイスを実施するための加配制度を設けること。
- (7) 保育所の食物アレルギー児への支援を大阪市として行うこと。
 - ①アレルギー児への代替食や除去食を実施している保育所に対し、人件費や調理器具・アレルギー児用食材などの購入に対して補助金等の措置を講じること。
 - ②栄養士の加配については必要とするすべての園で、園の持ち出しなしに正規職員で配置できるようにすること。
- (8) 安全に散歩等の戸外活動ができるよう、ガードレールや歩道の設置を行うよう対策を講じること。
- (9) 保育士不足の中、現場にさらなる負担を生み、子どもの命や健康に影響を及ぼしかねない「子ども誰でも通園制度」の試行的事業について、大阪市としての取り組みや見解などを明らかにすること。
- (10) 職場に対立と分断を生みかねない不十分な『保育人材確保対策事業の拡充』を改善し、一時金の対象を保育士はもちろん、調理師や看護師など全職員にするとともに、経験年数に関わらず支給できるものにすること。

●乳児院・児童養護

- (11) 災害時や感染症流行時においても安全を確保し、子どもの命と人権が守られるよう、乳児院、児童養護施設の職員配置基準を見直すこと
- (12) 実態に則していない職員配置基準による人手不足のため、やむを得ず法人が独自に職員を採用する際に必要とする人件費に対し、大阪市として独自に予算措置を講じ、乳児院、児童養護施設における深刻な人材不足の解消のため、大阪市として早急に新たな人件費補助制度を創設するなど実効ある措置を講じること。
- (13) 夜間業務を伴う職員のみとなっている乳児院・児童養護施設職員に対する処遇改善加算について、全職員を対象とするよう国に要望すること。
- (14) 「児童養護施設等における定着支援事業」について、「直接こどもや親への夜間を含む業務を行う常勤職員（常勤的非常勤職員含む）が対象」となっているが、全職員を対象とすること。
- (15) 様々な障害や疾患、短期、長期にわたる不登校など、困難を抱えて生活する子どもたちが増えている乳児院・児童養護施設において、子どもの実態に則した養育ができるよう改善すること。
- (16) 保護者対応が難しくなっている中、ファミリーソーシャルワーカーの複数配置や保育士の精神疾患やコミュニケーションスキル、相談対応などの研修を推進すること。
- (17) 一時保護の単価を、生活費だけでなく委託費全体を、措置児並みに引き上げるよう、国に要望するとともに、大阪市として加算額を増額すること。
- (18) 様々な通信機器などパソコンにかかる費用やシステムの事務経費を予算化すること。

●障害児・者

- (19) 災害時や感染症流行時でも、利用者の命と安全、人権が守れるよう、障害児・者施設の職員を大阪市独自に加配すること。また、職員配置基準を抜本的に引き上げるよう、国に強く要望すること。
- (20) 障害児・者施設における職員の人材確保と定着を図るために、大阪市として新たな人件費補助制度を創設するなど実効ある措置を講じること。
- (21) 職員確保について、派遣会社や紹介業者への手数料、紹介料の支出が財政を圧迫している。福祉職員の人員確保のため、手数料、紹介料負担分への助成を行うこと。
- (22) 障害児入所施設について、以下のことを実現すること。
- ①障害児入所施設における職員配置基準を、早急に児童養護施設並みとするよう国に強く要望すること。また、大阪市としても職員が増員できるよう、予算措置を講じること。
 - ②18 歳以上の入所者を速やかに適切な施設に移行するため、進路開拓のための職員を大阪市として増員すること。
 - ③看護師・臨床心理士などの専門職員配置のための予算額を引き上げるよう、国に強く要望すること。また、大阪市としても、専門職員配置のための予算措置を講じること。
 - ④入所理由の第 1 位である虐待児童の心のケアのため、臨床心理士の配置を児童養護施設と同じく義務付けること。
 - ⑤小規模グループケア加算の増額を国に要望するとともに、大阪市として必要な職員数が確保できるよう予算措置を講じること。
 - ⑥障害児入所施設も、「児童養護施設等における負担軽減・定着支援事業」の対象とすること。
- (23) 障害者共同生活援助（グループホーム）について、以下のことを実現すること。
- ①24 年度報酬改定で支援区分 5、4、3、2 の利用者支援の報酬が削減された。大阪市として早急に実態調査を行い、国に対して制度改善を要望すること。
 - ②リスクの高い 1 人夜間支援体制を改善し、複数体制がとれるよう、大阪市独自の職員配置を行うこと。
 - ③グループホームでの職員による利用者虐待が増え続けている。現場では強度行動障害の利用者と 1 対 1 で長時間の対応が必要な場面が多い。大阪市として、グループホームに特化した虐待防止策について労働組合と協議し、策定すること。
 - ④求人を出しても問い合わせすらなく、入職しても 3 日、1 週間で退職するケースが多くなっている。職員定着の 1 つとして、人件費部分の大阪市として独自加算を行うこと。
- (24) 生活介護等の障害福祉サービスの利用に送迎は欠かせない。利用者を送迎する時間はサービス提供時間に含めるよう、国に要望すること。
- (25) 就労継続支援 B 型の基本報酬について、平均工賃月額が高いほど基本報酬の単位数が高くなるといった成果主義的な報酬体系を見直すよう、国に要望すること。
- (26) 自立訓練（機能訓練）の職員配置基準は 6 対 1 となっているが、視覚障害者に対する訓練は歩行訓練や日常生活動作訓練など 1 対 1 で行うものが多い。訓練を安全かつ効率よく行うためには職員配置基準を 1 対 1 にする必要があるが、まずは 2.5 対 1 以下に改善するよう国に要望すること。また、大阪市独自に職員を加配すること。
- (27) 早川点字図書室について、以下のことを実現すること。
- ①早川点字図書室の契約をプロポーザル方式から随意契約方式にすること。
 - ②正規職員を雇用できるよう、委託契約額を大幅に引き上げること。
- (28) 日本ライトハウス情報文化センターについて、以下のことを実現すること。
- ①国から 12 名分の人件費を含む補助金が支給されている情報文化センターに対して、大阪市の補助金条例を理由に、支給されている補助金と同額の独自財源を求めることをやめること。

②点訳・音訳ボランティアが減少するなか、視覚障害者の情報環境を拡充していくために大阪市として国の情報化対応特別管理費とは別に独自に予算化して、有償の点訳者や音訳者が活動できるよう保障すること。

- (29) 全区への手話通訳者・相談員の設置に向けての検討内容、進捗状況を明らかにすること。また「聴覚言語障がい者コミュニケーション支援事業」との連携について、必要に応じて当事者、事業受託団体との協議を実施すること。

●高齢者施設・在宅介護関係

- (30) 災害などが起こった際、福祉避難所での支援、また施設や在宅で生活している人たちへの支援が適切に行われるよう、大阪市から専任の職員を配置するなど体制を整えること。
- (31) 大阪府と連携して、災害や感染症の発生時に高齢者を避難、隔離できる福祉避難所を整備すること
- (32) 災害や感染症の感染拡大による利用自粛等による減収を補填すること。
- (33) 体調の悪い介護職員が気兼ねなく休みが取れるよう、職員の増員のための財政支援を講じること。
- (34) 夜勤の介護職員の体制を強化するために、支援策を講じること。
- (35) 利用料等の負担を軽減するための支援策を講じること。
- (36) 人材不足の背景にある低い賃金を引き上げるため、財政支援を講じること。
- (37) 昨年4月の報酬改定で訪問介護事業の報酬は大きく削減され、在宅介護で大きな役割を果たしている訪問介護事業で閉鎖や統合、倒産が増えている。大阪市の訪問介護事業を継続させていくために、事業への支援策を早急に実施するとともに、国に対して、介護報酬の引き上げを強く要望すること。

●社会福祉協議会

- (38) 大阪市社会福祉協議会・区社会福祉協議会交付金は、高齢化・孤立化がすすむ地域福祉活動支援や災害時においても社会福祉協議会の役割が十分果たせるように、過去の減員回復、人口規模に応じた加配など行い、地域を支えられる正規職員を増員すること。
- (39) 大阪市社会福祉協議会・区社会福祉協議会として実施する各種事業については、福祉を推進し、事業継続性と質を担保できるように短期間低予算での公募方式は中止し、正規職員が、雇用できる委託料に引き上げを行うこと。
- (40) コミュニティーソーシャルワーカーは、各区で複数以上の正規で配置できるようにすること。
- (41) 要介護認定・障害支援区分認定調査事業公募は、短期のプロポーザルは改め、現員現給制の予算措置を行い、正規職員の増員により労働者の定着と安定した調査ができるようにすること。
- (42) 日常生活支援事業（あんしんさぼーと事業）は独居高齢者、生活保護受給者を多く抱える大阪市の特性をふまえ、継続的に高いスキルを担保できる職員が確保し、利用者の権利が守られるよう、国に対しても要求し、正規職員の大幅増員を行うこと。
- (43) 生活支援体制整備事業の居場所づくりや生活支援サービスの創出は、高齢者だけでなく、障害者、子どもの分野にいたるまで社協が行う本来業務であり、2層コーディネーター配置と事業拡大はコーディネーター任せにせず、大阪市・区役所・社協全体で取り組むこと。2層コーディネーター配置にあたっては、安定的に働き続けられるよう正規職員の予算措置を行うこと。

<D 大阪市学童保育>

- (1) 大阪市の放課後対策として児童いきいき放課後事業と学童保育を両輪として拡充していくこと

6. 憲法、子どもの権利条約を守り生かす教育行政を

(1) 不登校が急増しているもとで、競争教育をやめること。

全国の小中学校で2023年度に不登校だった児童生徒が前年度比4万7434人増の34万6,482人で、過去最多を更新しました（中学校21万人、小学校13万人）。30万人超えは初。大阪市の中学校は4,917人、在籍比率は9.61%、約1割となりました。

「学力経年テストのため授業を急いだ」（小学校教員）、担任から「昨年の平均を上げるために頑張っています。受けますか？と言われた」（特別支援学級在籍児童の保護者）との声が上がっています。小学3年生からの学力経年テスト、5・6年すくすくウォッチ、全国学力テスト、中学生チャレンジテストで、「親からみて学校がきゅうくつなんだろうな」と言われています。「あまりにも競争的な学校環境から子どもを解放する」（国連子どもの権利委員会）が必要です。テスト漬けの競争教育をやめること。

(2) 少人数学級を実現すること。

ゆきとどいた教育をすすめるため、幼稚園・小学校・中学校統廃合をやめること。大阪市の独自措置で、直ちに中学校の35人学級、幼稚園、幼稚園型認定こども園を25人学級とすること。さらに、幼・小・中学校の20人学級を実現すること。

(3) 子どもの貧困対策を充実させること。

『令和5年度大阪市子どもの生活に関する実態調査 調査報告書〔大阪市24区版〕令和6年3月大阪市 調査研究受注者 公立大学法人大阪 大阪公立大学』、「Ⅲ. 総合考察」（P577～）、「3）クロス集計 <家庭状況（制度）>」（P583）は、「支援制度に関して、困窮度とあわせて確認する。まず、就学援助制度は、先に述べた通り困窮度Ⅰ群であればほぼ申請対象になるが、困窮度Ⅰ群で利用したことがない人は前回13.4%、今回23.8%と10ポイントも増えている。現在利用している人をみても、前回64.4%が今回は60.0%と減少しており、喫緊の課題である。」としています。「施策に関する見解」（P588）、「具体的な施策：1. 就学援助の受給率の向上」（P589）では、「申請のサポートを行う必要がある。」「周知を徹底するため」、「保護者に直接情報を届けるICTシステム」、「電子申請」、「申請の障壁の1つと考えられてきたスティグマの軽減にもなりうる。」「なお、現在、申請しない理由として「その他」が多くを占めるため、取り組みを進めるとともに、具体的な理由を今後探っていくことも必要となろう。」等々指摘しています。

「具体的な施策：2. 今回の調査ではく奪には、特に中2のいる世帯において、中学入学時の負担が影響している可能性がある。また、高校進学に向けて進路変更を余儀なくされているケースもある。上で述べた就学援助の申請促進に加え、制服や学用品のリユースを推進するなど、「隠れ教育費」（柳澤・福島2019）を軽減する取り組みが必要である。」としています。

① 就学援助制度の捕捉率を上げること。就学援助の費目を拡大すること。

② 「授業料無償」に加え、「修学費無償」（学校に通うために必要な教育費）が先進国の施策であり、通学手段や交通費も含む「教育費完全無償」が目指されています。教材、絵具、リコーダー、制服、体操服、ランドセル、指定カバン、遠足、修学旅行、クラブ活動、筆記用具、学習用ノートなどの自己負担をなくし教育費完全無償化を実現すること。

(4) 教職員の業務軽減、「学力向上支援チーム事業」および「研究授業」の負担軽減について

① 「学力向上支援チーム事業」について、年間3回のスクールアドバイザーによる授業参観を行う「効果検証授業」及び「若手教員（1～5年目、常勤講師等）への直接指導による研修」が、日々の業務で多忙な教員に対して、授業指導案の作成などでさらなる負担を強いている。「学力向上支援チーム事業」の内容を各学校の現状に合わせて、訪問回数を削減して、現場の業務負担を減らす措置を速やかにとること。

② 各学校で行われている研究授業は授業者の業務上の大きな負担になっている。加えて、「学力向上支援チーム事業」の導入により、特に若手教員は年間複数回の「研究授業」を行うことが多くな

っている。多い時には6～8ページ程度（約5000字～約7000字）に及ぶ「授業指導案」の作成と、他の教員と指導案について話し合う「指導案検討会」などの会議も行い、意見も取り入れながら添削・再検討などを行うため、「授業指導案」の作成だけでも膨大な時間がかかる。そのため、多くの教員は休日などの勤務時間外に「授業指導案」の作成を行うことになる。また日々の担任業務・校務分掌の仕事も並行に行いながら、研究授業の準備を行うため、授業者は必然的に時間外の勤務を行うことが当たり前になっている。

加えて、若手研修や行政区内の研究授業が重なると、年に数回の研究授業（授業参観・公開授業）を行うことになり、その都度、授業準備を行うことになる。

前日の就業から翌日の始業まで「11時間以上」の休息時間を取ることを使用者に義務付ける「勤務間インターバルタイム」について、人事院は2024年3月29日「勤務間のインターバル確保について」（令和6年3月29日職職一78・人事院事務総局職員福祉局長発）の通知を出し、「勤務間インターバルタイム」を各府省の努力義務とするための人事院規則の改正を交付しました。この規則改正は2024年4月1日から施行されている。

大阪市教育委員会の「第2期 学校園における働き方改革推進プラン」では「1か月の時間外勤務時間が45時間を超えない。1年間の時間外勤務時間が360時間を超えない等」の方針を示している。

教職員が「十分な生活時間や睡眠時間を確保し、ワーク・ライフ・バランスを保ちながら働き続けることを可能にするため」、長時間勤務や「業務の持ち帰り」での指導案作成が当たり前になっている「研究授業」の進め方を抜本的に見直すこと。

- ③ 大阪市教育委員会の「学力向上支援チーム事業」の取り組みにおいては、各小中学校で1名選出する「対象教員」（スクールアドバイザーによる授業力向上への支援を重点的に受け効果検証の対象とする教員）と「対象教員」の担当する1学級に対し、年間3回の「授業参観」（実質の「研究授業」）と意識調査等を行う「効果検証」授業は、多くの小中学校では、若手教員が担当している。これら「効果検証授業」は、年間3回の指導案作成と「授業参観」を行うため、ただでさえなれない業務を日々進めている教員には大きな負担となっている。これら実態は、教員の「時間外勤務」の抑制や「勤務間インターバル」の確保をさらに困難にしている。

担当する教員への業務負担を強いる「効果検証授業」を速やかに廃止すること。また、「効果検証授業」の指導案は年3回とも全てを「略案」とすることを全ての小中学校において、徹底すること。

(5) 障害児教育について

【基本的かつ最重要な項目】

- ① 障害者権利条約の趣旨に則り、障害のある子どもの能力を最大限度発達させるインクルーシブ教育を実現するための基礎的環境整備を、行政機関の責務として進めること。2025年度の特別支援学級在籍数・設置数、通級による指導利用数・担当教員配置数（そのうち兼務教員がある場合はその数）について、説明を求める。
- ② 特別支援学級に在籍している、あるいは入級を希望している子どもとその保護者に、特別支援学級からの退級や入級意向の取り下げ等、学びの場の変更の強要は行わないこと。特に、通級による指導を自校開設する学校において、特別支援学級からの学びの場の変更の強要が行われないようにすること。通級による指導を「受け皿」にするような特別支援学級への入級抑制、特別支援学級からの安易な学びの場の変更を行わないこと。
- ③ 特別支援学級担任・通常学級担任ならびに特別支援教育コーディネーター・通級による指導担当教員を含む教職員に、学びの場の変更を保護者に促すような役割を課さないこと。市教委としての保護者向けの説明会や、相談窓口を設置すること。

- ④ 特別な教育的ニーズのある子どもの学びの場の決定にあたっては、文科省 2022 年 4 月 27 通知に示された学びの時間や、文科省 2013 年 10 月 4 日通知で示される「障害の種類及び程度」を入級制限するものとして扱うことなく、子どもや保護者が必要とする教育的ニーズに応じた就学・入級の相談・決定を行うこと。特に LD・ADHD 等の発達障害の子どもにおいても、子どもの実態に即した特別支援学級での学習を必要とする場合には、特別支援学級への入級も可能とし、その旨を各校にも周知すること。

【障害児学級に関する項目】

- ⑤ これまで大阪市教委は「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育を標榜し、障害のある子どもたちへの特別支援学級での実践を疎かにしてきた経緯がある。通知を受けた方向性の変更があるならば、これまでの経緯と変更の理由について説明をすること。また、「共に学び、共に育ち、共に生きる」教育により、実践研究や人事面において障害児教育実践の蓄積が大きく阻まれてきたことを鑑み、子ども、保護者や学校現場に混乱が起きないような形で、子どもの発達に応じた障害児学級（特別支援学級）での実践の充実を、市教委として進めること。
- ⑥ 次年度の特別支援学級設置計画にあたっては、障害種別による学級設置と既定の学級定数を遵守すること。また、学校からの申請に基づき、障害種別での在籍が 1 人の場合もその種別での学級設置を行うこと。児童・生徒の属する学級種別の判断は、学校からの申請を十分に尊重して行うこと。
- ⑦ 特別支援学級の編制にあたっては、同一学年での編制を原則とし、複式学級となる場合は、8 人を超えている学年を含めずに編制を行うこと。但し、算出された学級数の内において、各学校の教育課程編成による学習や生活の集団編成については、各校の判断に委ねること。
- ⑧ 特別支援学級の 1 学級あたりの子どもの数が 6 人を上限とすることを、大阪市の施策として進めること。重度障害のある子どもの在籍する学校に加配を行うこと。
- ⑨ 特別支援学級からの学びの場の変更や在籍する障害種別の変更等にともない、特別支援学級の設置に大幅な減少が生じた場合は、指導・支援体制の維持・改善のための加配教員の配置を行うこと。

【通級指導教室に関する項目】

- ⑩ 通級による指導の「自校通級」による開設から「巡回通級の拡充」への方針転換を撤回のうえ、通級による指導担当教員を全校に配置すること。通級による指導を利用する児童・生徒が 13 人に満たない場合も、通級担当教員の専任配置を当該校に行うこと。また、利用が多数の場合は、担当教員の複数配置を行うこと。
- ⑪ 巡回通級を実施した場合の教員の勤務条件についての問題点を精査のうえ直視し、巡回ではなく自校通級の開設を行うこと。
- ⑫ 「複数校を兼務」について、必要な協議を行うこと。
- ⑬ 基礎定数化される通級担当教員配置について、国庫負担の不足分については大阪市として事業化するなどの措置をとり、教員配置の維持、拡充を行うこと。通級による指導担当教員の配置定数について、国に対し、大阪市として改善を要求すること。

【その他、教育条件に関する項目】

- ⑭ 障害のある子どもの学びの充実を各校で進めるためにも、特別支援教育コーディネーターを専任で配置すること。専任配置にあたっては、教員加配を行うこと。
- ⑮ 特別支援教育サポーターの増員をすること。
- ⑯ 特別支援学級在籍者を含めると定数を超える通常学級に対して、加配を講じること。
- ⑰ 看護師、発達相談員、心理判定員、機能訓練士、言語聴覚士などの専門職員を必要に応じて配置すること。
- ⑱ 障害のある子どもの学校生活や学習に必要な機器や物品の整備を、教育委員会の責任で行うこと。
ア、特別支援学級の設置数に応じた教室を確保すること。通級による指導を行う教室を、通常教室

と同様の規模で確保すること。

イ、通級による指導に必要な環境整備に係る予算を開設校に配当すること。

- ①⑨ 大阪市域での支援学校の新設を、大阪府教育委員会に働きかけること。

【勤務労働条件に関する項目】

- ②⑩ 障害児教育に携わる教職員の専門性の必要に鑑み、特別支援学級担任・通級による指導担当教員に対して、教職員給与特別措置法で示される「給与の調整額」を支給すること。

【根本的な項目】

- ②⑪ 障害のある子どもが学校生活を送る上での合理的配慮について、本人ならびに保護者が申し立てをおこなう窓口を明らかにすること。その上で、当該申し立て内容が、教育行政の過重な負担にあたるかを学校・教育委員会としてすみやかに判断し迅速に対応すること。ただちに解決が困難な場合においても、申立者との継続的・建設的な対話を通して、当該要望が実質的に実現するよう努めること。
- ②⑫ 障害のある子どもに対する合理的配慮の不提供の是認、差別の温床になることが懸念される「学校安心ルール」を、即時に廃止すること。全ての子どもたちの発達が保障される教育の実現のために、学力テスト体制や「学校安心ルール」等による管理教育を改め、少人数学級の実現、教職員の増員等による学校教育の充実を進めること。

(6) 学校給食について

- ① ① 中学校給食は、学校調理方式が円滑に進むよう条件整備をおこなうこと。当面、中学校実施量にみあった食器の改善を行うこと。
- ② ② 安全・安心な学校給食を実施するため、自校直営方式を堅持すること。当面、不祥事が続いている民間委託業者については、即時撤退をさせること。
- ③ ③ 給食調理業務に必要な施設設備については、老朽化を考慮し、年次的な調査を行い、改修・改善に向け早急に対処すること。
- ④ ④ 食育の一貫である給食では、生産者の顔が見える地場産の食材を取り入れ、有機野菜の活用も進めること。小麦についても国産を使用すること。
- ⑤ ⑤ ポリカーボネイトの食器ではなく、日本の文化を育むことのできる食器に変更すること。三つ切り皿では、献立にふさわしい配膳ができないうえ、食器を持って食べることもできないので、個々の献立に合わせた食器に変更すること。
- ⑥ ⑥ アレルギー対応の除去食については、より安全に実施する為、中学校給食で使用している個別対応容器を小学校にも導入すること。また、米粉パンの導入も進めること。

(7) 子どもの保健と健康に関して

- ① ① 就学時健康診断は市教委の責任において実施し、小学校の教職員に業務を押し付けないこと。検診業者への委託や医師会と連携した実施を検討すること。就学時健康診断後には各校へのアンケートを実施し、就学時健康診断実施における課題解決に努めること。
- ② ② 養護教員の複数配置校を拡大すること。「預け加配」を拡大すること。特に、中規模から大規模校への配置や若手養護教諭への支援としての加配を行うこと。
- ③ ③ 子どもの命と心の安全安心にかかわる設備として、全ての学校で保健室と教室間、講堂(体育館)、格技室をつなぐインターフォン(内線電話)を設置すること。インターフォン設置が困難な場合には他の連絡手段を導入すること。
- ④ ④ 外国からの編入児童増加対応として結核健康診断精密検診時のレントゲン車を各校へ巡回させること。

(8) 女性教職員の権利、代替配置について

- ① 生理休暇は、年間の回数制限を設けないこと。
- ② 短期介護休暇は『2週間以上にわたり、生活に支障がある者』という取得条件を無くすこと。
- ③ 介護休暇は、同居の条件を設けないこと
- ④ 介護欠勤は、同居親族の条件を設けないこと。
- ⑤ 産休、育休代替教職員を期日までに必ず配置すること。
- ⑥ 児童生徒一人ひとりをきめ細かく指導できるよう、産休前後の引き継ぎを完全に保障すること。
- ⑦ 妊娠・出産にかかわる権利をはじめ、女性が働き続けるための母性保護権利の全てを快く行使できるよう管理職への指導を徹底すること。
- ⑧ 妊娠・出産にかかわる1か月未満の病気休暇の場合にも、代替者を配置すること。
- ⑨ 妊娠中の体育実技・負担軽減措置について
 - ア. 妊娠判明時（本人申請）から非常勤講師を必ず配置すること。
 - イ. 制度があるのに講師が配置されないため、妊産婦は大きな危険にさらされている。早急に解決を図ること。
- ⑩ 感染症の防止の観点から妊娠中の女性教職員に対する特別休暇を創設すること。
- ⑪ 不妊治療・不育治療について
 - ア. 不妊治療の日数に制限を設けないこと。
 - イ. 不育症治療のための休暇を創設すること。
- ⑫ 低健康診断の中に婦人科検診の項目を設けること。

(9) 学校事務職員について（事務職員部）

- ① 学校事務職員の採用を継続して行い、小・中学校へ複数配置すること。年度当初、年度途中とも欠員が起こらないようにすること。「産育休の代替は本務事務職員の配置に見合う手立てをすること」
- ② 学校事務職員に職制を導入しないこと。
- ③ 市教委や学校運営支援センターが本来すべき説明会や研修等の業務を「共同学校事務室」に肩代わりさせないようにすること。
- ④ 臨時的任用職員・任期付職員の最高号給賃金を府費臨時主事と同等のレベルに上げること。
- ⑤ 学校園における「働き方改革」に学校事務職員の働き方改革を示すこと。

(10) 臨時教職員について

- ① 「教員のなり手不足」は全国的な問題である。長時間労働の常態化が労働条件の悪化を招き、正規教員だけではなく、「講師の不足」にも影響している。定数内講師が当たり前で長期で働く非正規教員が現場を支える現状がある一方で、代替の臨時的任用が見つからず、人員不足が発生する原因となり、学校現場の大きな負担になっている。直ちに待遇改善を行い、大阪市の教職員として働きやすい環境を整えること。
- ② 現場で働く講師は、学年主任や学級担任、特別支援学級担任、教科の担任、校務分掌長を担当するなど、正規教員と同じ職務を担っているにもかかわらず、講師であることが理由で給料表が「1級」に格付けされている。「同一労働・同一賃金」や「職務給の原則」に基づき、適切に判断し、大阪市の学校現場を支える講師の給料表を速やかに「2級」にすること。
- ③ 「大阪市現職講師特例」の合格率が毎年約30%に抑えられている一方で、来年度も大阪市の学校に再雇用されている現状を改善し、大阪市の教育を支える現職講師の経験が正当に評価される教

員採用制度にすること。

- ④ 現職講師は、教員採用選考テストに向けて、正規教職員と同等の仕事をしながら、プライベートな時間をも削って準備をしている。さらに文部科学省、令和 5 年 5 月 31 日「公立学校教員採用選考試験の早期化・複数回実施等について方向性の提示」の方針により採用試験の早期化された。加えて、実施される 5 月～6 月は、現場の教職員にとって宿泊行事や運動会などの学校行事と重なる繁忙期である。大阪市の学校現場を支える現職講師の負担をなくし、受験しやすい日程、もしくは採用試験制度の見直しをすること。
- ⑤ 令和 5 年 5 月 31 日、文部科学省通知「公立学校教員採用選考試験の早期化・複数回実施等について 方向性の提示」、「臨時講師等をしながら受験する者への配慮について」(P7) で「各教育委員会において、教員採用選考試験の 1 次試験合格者等については、翌年度の当該試験を免除することにより、臨時講師等をしながら受験する者の試験負担に配慮する工夫が考えられます。」と示されている。大阪市の採用選考についても「臨時講師等をしながら受験する者の試験負担に配慮する工夫」を講じること。
- ⑥ 令和 5 年 5 月 31 日、文部科学省通知「公立学校教員採用選考試験の早期化・複数回実施等について方向性の提示」の「臨時講師等をしながら受験する者への配慮について」(P7) では、「各教育委員会において、教職経験者を対象とした現職教員としての経験を適切に評価する特別選考を導入・活用する等により、臨時講師等をしながら受験する者の試験負担に配慮する工夫が考えられます。」と示されている。一方で、定数内講師が当たり前で、長期で働く非正規教員が「大阪市現職講師特例」で約 30%の合格率に抑えられ、来年度も学校現場で再雇用され、「講師」を理由に正規教員との賃金の差が余儀なくされている現状である。「各教育委員会において、教職経験者を対象とした現職教員としての経験を適切に評価する特別選考を導入・活用する等により、臨時講師等をしながら受験する者の試験負担に配慮する工夫」を講じ、早急に改善すること。
- ⑦ 非常勤講師の給与、「時間額 2890 円」を「時間額 5000 円」以上に大幅に増額すること。また、試験の作成、採点に要する時間も勤務時間とすること。
- ⑧ 「教員のなり手不足」の問題は喫緊の課題である。「働き方改革」を推進する一方で、長時間労働が常態化している現状は看過できない。近年不足している臨時講師を確保するため、10 月に教員採用試験で合格判定がでた大阪市内で現職講師として働いている「定数内講師」を、次年度の 4 月の任用を待たず年度の途中で採用するなど、新たな採用制度を検討すること。

7. 公衆衛生・保健・医療行政について

(1) 公衆衛生の見直しについて

- ①大阪市内に 1 か所しかない保健所のあり方の見直しを要望します。区ごとの保健所を増設し、公衆衛生分野の予算を増額してください。
- ②保健所移転の進捗状況、移転後の業務執行体制について説明してください。
- ③新型コロナウイルス対策・対応を振り返り、2010 年 6 月に厚生労働省に提出された「新型インフルエンザ (A/H1N1) 対策総括会議報告書」で示された提言がどのように生かされたと考えていますか？
- ④今後の感染症対策の抜本的改革として、患者の受入施設や病院・感染症病床の増設など、公衆衛生上必要な施設の増設・増員をしてください。
- ⑤大阪市の公衆衛生研究所として、環境科学研究所の機能を元に戻してください。当面府立大阪健康安全基盤研究所の機能強化と研究者・研究予算の増額を行ってください。
- ⑥公衆衛生医師・保健師・検査技師等の専門職の大幅な増員、公衆衛生分野で働く事務職員を増やすなど公衆衛生分野の強化を行ってください。また、今年度の専門職の採用者数、離職者数を教えて

ください

⑦大阪市保健所の「感染再拡大を想定したマニュアル」について、内容を市民・医療従事者に周知してください。

⑧公的な検査センター、公的な発熱外来センターの設置をしてください

国の長年の医療政策により、医療現場は人手が不足しており、特に医師・看護師不足は深刻な状況です。そうした中で、自院では発熱者対応が難しい医師でも、公的な検査・発熱外来センターが設置された折には、地域医療に少しでも貢献するため出務をしてもよいと考えている医師（開業医）は少なくありません。急激な感染拡大が起こった際にも迅速に対応できるよう、医療機関任せにするのではなく、大阪市として常設の公的検査センター、発熱外来センターを市内に複数個所設置してください。

⑨緊急時に府民の命と暮らしの救済に応えられる公衆衛生分野の職員配置をしてください。この間の新型コロナ対策で人材不足が起こるたびに、外部委託に頼る場当たりの対応に終始し、医療の基本的知識を理解できていないスタッフの対応で医療現場は混乱を極めました。この事態を打開するためには、保健所職員など公衆衛生分野の市職員を増やすことが必要です。危機管理を経験し教訓を蓄積した人材は今後の大阪市の医療・公衆衛生行政の力に必ずなります。保健所職員など公衆衛生分野の正規職員を増やすことを強く求めます。今後の新興感染症の拡大に備えるためにも、大阪市の保健所を増設してください。また、当面は各区の保健福祉センターの体制を強化してください。

⑩大阪・関西万博における公衆衛生や医療にかかわり、どのような統計を取られていますか。また、万博協会が責任を持つものについても、報告をさせていますか。また、以下の項目についてご教示ください

a.水道水質検査箇所数、回数、異常値検出回数

b.食品衛生監視について、検査施設数、立ち入り検査回数（内、抜き打ち検査回数）、指導・勧告・指導した施設数と回数

c.害虫駆除に関係して、生息状況調査の内容や回数、万博協会への助言や指導回数と内容

d.医療にかかわって、診療施設や救護施設に従事する医師や看護師等の人数、施設を利用した人数や利用の原因（ケガ、熱中症等）、救急搬送された件数と人数

e.有毒ガスの検査状況と異常値検出回数、検出場所、消防車出動回数

(2) 医療費助成制度の拡充

① 子ども医療費助成制度の自己負担を撤廃し、完全無料としてください

a.子ども医療費助成制度は全国の市区町村の65%以上が自己負担無料となっています。大阪市内においても完全無料化してください。また、現在議論されている所得制限撤廃については確実に施行してください。

b. 子ども医療費助成の対象者について、入院時の食事療養にかかる自己負担の全額を助成してください。

② 妊産婦医療費助成制度の創設してください

妊婦の保険診療における自己負担部分の助成制度は、全国では200を超える市区町村で実施されています。日本産婦人科医会が2019年に出した提言では「生育基本法が掲げる妊娠前から切れ目のない支援のために、妊産婦にも社会の暖かい援助があるべき」とし「とりわけ妊娠中から出産において何らかのご病気になられ治療を要する方々には(略)大変心強い助けになります」と指摘しています。大阪市の独自の制度として妊娠の届け出をして以降の妊産婦の医療費助成を創設してください。

③ 「重度障がい者医療制度」を拡充してください

a.大阪府の福祉医療費助成の再編で障がい者・難病患者の医療費助成制度が「重度者」に限定されました。このことで従来対象者だった中度・軽度の障がい者・難病患者の方は医療費助成制度の対象から外されました。そもそも障がい者・難病患者の世帯は経済的にも厳しく、医療費助成の対象から外されたことでさらに暮らしを追いつめることになり、影響は非常に大きいものがあります。大阪市として対象から外された方の調査を至急実施し、現在の重度障害者医療制度を拡充させ、中度・軽度の方も助成制度の対象にしてください。

b.大阪市の独自施策として、府の重度障がい者医療費助成制度における1カ月の負担上限3,000円を以前の1,000円に戻し、薬局での負担を撤廃してください。

④ 75歳以上の患者負担軽減のために老人医療費助成の再構築してください

22年10月1日より75歳以上高齢者の医療費2割負担が実施されました。大阪府は2021年3月をもって老人医療費助成を廃止しましたが、今回の負担増は多くの高齢者に影響を及ぼし、受診抑制による健康への影響も国会審議で指摘されています。大阪市の高齢者の命と健康を守る上で、高齢者を広く対象にした老人医療費助成制度の創設を強く求めます。

(3) 带状疱疹ワクチン接種の助成制度を創設してください

①带状疱疹は特に50代以上が罹患しやすい疾病であり、加齢や疲労、ストレスによる免疫力の低下で80歳までには3人に1人が発症すると言われています。痛みが徐々に増していき、日常生活就労が制限されることや、夜も眠れなくなることもあります。また、20%の患者が带状疱疹後神経痛を併発し、長ければ数年以上疼痛に苦しむことになります。頭部や顔面に带状疱疹が出た場合、視力低下や失明、顔面神経麻痺などの重い後遺症が残る可能性もあります。带状疱疹を防ぐにはワクチン接種が有効とされていますが、現在带状疱疹のワクチンは任意接種です。接種から9年後の時点でも有効性があるとされる不活化ワクチンは計2回で数万円と高額であり、接種を断念する人も少なくありません。経済的な理由からワクチン接種を諦め、病気に罹患することは医療者として看過できません。行政として、ワクチン接種で病気を防ぎ、苦しむ市民が生じないような施策を要望します。

②今年4月から高齢者の带状疱疹ワクチンが定期接種になりました。大阪市の接種対象者、助成回数、接種費用（自己負担額）などについて5月の区広報に見当たりません。医療機関では案内しているのでしょうか。年度ごとの接種対象者には通知が届くのでしょうか。市民へのきめ細かな周知をお願いします。

(4) 住吉市民病院跡地の新病院の機能について

住吉市民病院跡地の新病院は、誰がどのように利用できる病院になるのかわからない等の声が上がっています。住民説明会を開催し、新病院の計画について市民へ丁寧に説明し、市民の要望を聞き新病院の計画を進めてください。市立住之江診療所の機能を診療時間の拡充など強化するとともに、その機能を新病院に継承してください。住吉市民病院跡地に設置する新病院に「産科10床、小児科10床」を設けてください。

(5) 生活保護医療要否意見書に係る返送費を大阪市負担とすること

医療機関に係る医療要否意見書の返送費、返信用封筒および文書作成費等の事務負担が過剰となっています。行政の求めにより応じているため、返送費等は行政が負担すべきです。医療要否意見書の要旨を医療機関に郵送する際に、返信用封筒を同封してください。また、医療要否意見書の返送費は大阪市の負担とし、記載を要する同意見書に同封する返信用封筒は受取人払いとしてください。

(6) 補聴器購入の助成制度の改善をすること

全国的に広がりを見せている全ての世代の軽・中等度の難聴者を対象とした補聴器購入助成制度を大阪市でも創設してください。

(8) 生涯を通じた歯科・口腔保健の確立

① 歯科健診・保健指導の体制整備

- a. 歯科口腔保健事業に対応する専門の部署を設けてください。
- b. 「大阪市歯と口腔の健康づくり推進条例」の理念・目的に従い、歯科口腔保健支援センターを設置してください。
- c. すべての保健センターに常勤の歯科医師と歯科衛生士を配置し、市民の健康を守る拠点としての機能を抜本的に充実させてください。

② 乳幼児期・学童期・青年期の確実な蝕予防対策と口腔保健確立のための環境整備

- a. 市の独自施策として、乳幼児歯科健診は4歳児・5歳児・6歳児も対象としてください。
- b. 認可外保育施設で歯科健診を実施するよう指導してください。
- c. 学校歯科健診で「要受診」と診断されたにもかかわらず、未受診となっている児童・生徒が確実に受診できるような具体的な対策を講じてください。
- d. 市内全小中学校・特別支援学校で給食後などに歯磨きの時間を設けるとともにフッ化物洗口（週1回）に取り組んでください。
- e. 外国人の保護者や児童・生徒に対し、子ども医療証や学校医療券の仕組み・使用方法がわかるように、外国語に翻訳した案内を作成し周知してください。とりわけコミュニケーションや文章の理解に困難のある保護者へ対応するため、諸制度に通じた通訳を配置してください。

③ 成人期・妊婦等への歯科健診

- a. 妊娠ステージの変化にあわせ口腔内の変化が見られるため、妊婦歯科健康診査の無料実施を、何度でも近くの医療機関で個別健診として受けられるなど、受診しやすい制度に改善してください。
- b. 歯周病検診は、満18歳以上のすべての市民と満15歳以上の障がいのある人を対象に年1回、無料で実施してください。また検診内容は、現在の問診・口腔内検査だけでなく、市民が受診したくなる内容へ拡充してください。

④ 高齢者・要介護者等における歯科医療提供体制の整備、口腔機能の保持

市の独自施策として、要介護度・要支援度が決まれば要介護者・要支援者には必ず歯科健診を実施してください。また、歯科受診を促す啓発パンフレットやチラシなどを作成し、要介護者・要支援者へ渡してください。

⑤ 障がい者（児）歯科における医療提供体制の整備

- a. 障がい者（児）歯科医療に対応する一次医療機関を増やしてください。当該医療機関を対象とする財政支援策および高次歯科医療機関との相互連携を支援してください。
- b. 障がい者（児）が身近な地域で安心して健診や治療を受けられるよう、一次医療圏に所在する障がい者歯科診療施設を案内するリーフレットなどを作成してください。
- c. 中小事業所や共同作業所などで就労する障がい者を対象に、歯科健診の機会を増やすなどの口腔保健事業を推進し、障がい者の口腔衛生の向上を図ってください。
- d. 市内歯科診療所に対して、障がい者（児）への歯科保健医療サービスの提供状況を調査し、「東京都医療機関案内サービス ひまわり」のように、市民に対し障がい者の歯科診療に対応する医療機関を案内してください。

⑥ すべての歯科医師への公平な情報提供等の確保

- a.「歯科医師届出票」等の届出時期にすべての歯科医師等へ届出票を郵送してください。
- b.妊婦健診、歯周病検診事業の推進にあたっては、市内すべての歯科医療機関に公平な機会を与えてください。

(9) 無料低額診療について

- ① 経済的な困窮から重症化してから受診する方がおられます。昨年も大阪市内の民医連病院において経済的事由による手遅れ死亡事例を確認しました。就学援助世帯への無料低額診療の案内や国民健康保険窓口等、経済的困窮と関わる窓口で、無料低額診療の案内を行うことを求めます。
- ② 医療で無料低額診療を行っても診療保健調剤薬局での負担が減免する方法がなく、無料低額診療利用者が処方薬の受け取りで困窮しています。全国的には青森市や高知市、那覇市などで「無料低額診療事業利用者への調剤費助成」が行われています。大阪市においても同様の制度を作るなど、無料低額診療利用者が、薬を安心して受け取れるよう対策を講じてください

参考⇒青森市ホームページより

「無料低額診療事業」利用者への調剤費助成／青森市 (city.aomori.aomori.jp)

(10) 在留資格のない外国人医療について

大阪市において在留資格のない入国管理局からの被仮放免者、および国民健康保険に加入できない外国人の疾病や外傷に対する治療が受けられない事案が恒常的に発生しています。健康保険がなく高額な医療費が負担されない状況は、生命に危険が及ぶ状態と診断されながら医療機関での受け入れを断られる事態を生んでいます。これらの方々からの相談は、無料低額診療を行っている医療機関に集中している現状があります。「救命」「人道的な観点」から、診療に応じた場合、高額な医療費をすべて無料低額診療機関が負担しなければならない実態があり、大阪市においても措置を講じていただきたいと考えます。同項目は昨年も「市政外」と判断されましたが本年も同様な判断をされるのであれば、その理由と、同要望について管轄とされるべき、行政機関・部署についてご教示・ご指導ください。

- ① 医療を必要とする仮放免者が、仮放免期間中に医療が受けられるよう健康保険に加入できる在留資格を出すように国に対して要望すること、在留資格が出せない場合においても、治療を必要とする場合は「被收容者処遇規則」第30条、第44条の適用対象を拡大し、地方出入国在留管理局長がその医療費を負担するよう大阪市から国に対し要望してください。
- ② 健康保険資格を得られない移住者・難民及びコロナ禍における帰国困難者の医療を保障するため全国の自治体で先例のある「外国人未払医療補填制度」について、大阪市において実施してください。また国に対して「外国人未払い医療補填制度」をどこに住んでいても、どの医療機関にかかっても対応できるよう、国全体の制度として実施するよう求めてください
- ③ 市立医療機関は、公立医療機関として、保険資格を得られない移民難民及び、帰国困難者に対する医療の受け皿になってください
- ④ 無料低額診療事業を行う医療機関が、高額な治療費を要する無保険者を受け入れたときは医療費の保険負担相当分を補填する仕組みを作ってください。
- ⑤ 日本語を母国語としない人が適切な医療を受けられ、医療費や生活の相談ができるようにするために、欧米諸国同様の公的医療通訳制度を整えてください。

(10) 物価高騰により負担が増す医療機関に財政支援をおこなってください。

8. 国民健康保険について

- (1) 2025年度国保料は43年ぶりの引き下げとなった。しかし、既に統一化の8年で統一国保料は3万2千円(25.4%)も上昇しており、大幅引き下げこそ必要である。直ちに黒字貯め込みを活用し、国保料を協会けんぽ並みに引き下げること。
- (2) 完全統一の下でも、府下では基金を原資に全ての国保加入者に現金を給付して、実質負担の軽減に努力している自治体がある。大阪市として担軽減策を実施すること。
- (3) 所得減少減免について
- ① 減免申請は国保料の決定通知発送前でも受け付けること。申請時期に関わらず年度当初に遡及して適用すること。昨年度までの減免申請書、添付書類による申請でも受け付けること。
 - ② 昨年度より必要書類が急に増え、申請者にとってあまりに負担が大きい。年齢や経済状況、営業・生活実態等により市の求める資料に対応できない場合も少なくないことから、簡素で柔軟な運用に見直すこと。
 - ③ 即時適用が新設されたが、あまりに利用が少ない。府の保険料減免事務運用手引きには「確定申告時期まで審査を保留する取扱い」は納付能力の乏しい申請者にとって多大な負担となることから、最小限度に留めること(「手引き」11ページ)とあり、市として即時適用の申請・実行件数を増やすことが必要である。まずは申請・実行件数をきちんと把握し、原因を分析した上で、制度利用を増やすため対応を強化すること。各区に徹底すること。
 - ④ 審査保留の場合でも、減免決定までの間は払える額での分納や徴収猶予適用などを認めること。減免適用保険料額を超えて納付した場合は、超過分を返金すること。本人が期限までに所得確認書類を提出できるよう、提出期限が近づいた段階で改めて文書等で徹底すること。
 - ⑤ 確定申告書控を提出する場合は、の他に所得確認の資料を求めることはやめること。
- (4) 市として恒常的低所得者を対象とする減免制度を創設すること。未就学児の均等割軽減を拡充し、18歳まで対象とすること。災害減免を拡充し「事業所」や「一部損壊」等も対象とすること。
- (5) 国保証について
- ① 世田谷区、渋谷区にない「マイナ保険証」取得の有無にかかわらず、全ての被保険者に資格確認証を届けること。
 - ② 1年以上の滞納世帯に対して医療機関の窓口で10割負担を課す制裁措置(特別療養費の支給)は行わないこと。万一行う場合でも、18歳未満の子どもと病気や事業の休廃止など「特別な事情」がある者は対象外であることを徹底し、機械的な運用で被保険者の受療権を侵害することがないように「納付勧奨」「特別な事情」の聞き取りを丁寧かつ慎重に行うこと(2024年9月20日付厚労省通知)。交付後も「特別な事情」が確認できれば直ちに資格確認書へ切り替えること。
- (6) 傷病出産手当金を創設すること。
- (7) 医療費の一部負担金減免(国保法44条減免)について、低所得者への受療権を保障するため、「恒常的な低所得者」を適用対象に加えること。また、認定は区役所の裁量・判断で行えるようにすること。
- (8) 被保険者から納付困難の申出があれば申請がなくても減免制度や納税緩和措置を案内し、積極的に活用すること(「納税の猶予等の取扱要領」)。必要に応じて生活保護など他の制度へつなぐこと。猶予申請書をホームページに掲載すること。
- (9) 被保険者の生活と営業を脅かす無理な納税の強要、売掛金の差押えは行わないこと。国税庁「差押禁止債権が振り込まれた預貯金口座に係る預貯金債権の差押えについて(指示)」(2020年1月

31日付通達)を踏まえ、市として「実質的に差押禁止債権等を差し押さえたものと同視できると認められる場合には、差押可能部分以外の部分については、差押えを行わない」こと。

- (10) 今年8月から国保運営協議会の委員定数削減を中止し、きちんと議論できるよう運営を改善すること。
- (11) 国保料の大幅値上げと減免改悪をもたらす「国保府内統一化」から離脱すること。全国知事会、全国市長会も要望している通り、1兆円の公費負担増を強く国に求めること。

9. 生活保護について

- (1) 生活保護基準は、2013年7月以前の基準に戻し、物価高騰に見合う引き上げを行うこと。住宅扶助基準と冬季加算も元に戻すよう国に要望すること。また冬期加算は改悪前に戻し、夏期加算の新設を国に要望すること。
- (2) 申請権の確立について
 - ① 申請用紙はカウンターに置いて申請権を保障すること。申請時にしおりにもとづき権利と義務を説明すること。
 - ② 申請保護の原則を守り、口頭による申請も認めること。申請は、申請の意思を示した日とすること。
- (3) 扶養義務について
 - ① DVや長年音信不通の場合など実態を無視した扶養照会はやめること。また、扶養照会を行う時は、本人の同意を得て行うこと。
 - ② 扶養義務者の収入申告、資産調査の強制をしないこと。
- (4) 保護開始前に違法な就労などの助言指導はしないこと。大阪市は「助言指導書」を撤回すること。
- (5) 福祉事務所への警察OBの配置をやめ、捜査まがいの調査をやめること。福祉事務所に監視カメラは設置しないこと。
- (6) ケースワーカーの外部委託は実施しないこと。
- (7) 生活保護利用者の人権、生存権を守るために、利用者の意見や要望をしっかりと聞き、共に考えるケースワークが出来るように異常な要員配置基準を見直し、ケースワーカーの大幅増員を図ること。

10. 福祉医療・高齢者福祉・地域包括ケアについて

(1) 高齢者医療・介護保険について

- ① 第9期の介護保険料は、高齢者の負担の限界を超えた過大な額となっているので介護保険料を一般会計繰入によって引き下げる。なお、介護給付費準備基金を過大に積み立てている市町村にあっては、取り崩して保険料引下げを行うこと。また、国に対し国庫負担引き上げによる保険料基準額の引き下げを求めること。
- ② 非課税者・低所得者の介護保険料を大幅に軽減する減免制度を拡充すること。当面、年収150万円以下(単身の場合)は介護保険料を免除とすること。
- ③ 介護サービス利用者の負担を軽減するため、低所得者について無料となるよう、自治体独自の利用料減免制度をつくること。介護保険施設・ショートステイ利用者の食費・部屋代軽減措置(補足給付)、自治体独自の軽減措置を行うこと。
- ④ 介護認定結果の遅れによる利用者・家族・介護事業所などに負担がかかる状態が懸念されます。予算を大幅に引き上げ、認定調査員体制を大幅に改善し、法令で規定されている30日を超えないようにしてください。

- ⑤ 介護事業所へ物価高騰などへの対応するために、助成金を支給するために、大阪市独自の予算措置をしてください。
- ⑥ 総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）について
- イ、利用者のサービス選択権を保障し、サービスについて、すべての要支援認定者が「従来（介護予防訪問介護・介護予防通所介護）相当サービス」を利用できるようにし、従来相当サービスの利用を抑制しないこと。また、新規・更新者とも要介護（要支援）認定を勧奨し、認定申請を抑制しないこと。
- ロ、総合事業（介護予防・日常生活支援サービス事業）の対象を要介護 1 ～ 2 認定者の拡大しないこと。
- ハ、「訪問型サービス」の単価については、訪問介護員（介護福祉士、初任者研修終了者などの有資格者）が、サービスを提供した場合は、従来額を保障すること。
- ニ、いわゆる「自立支援型地域ケア会議」など、介護サービスからの「卒業」を迫り、ケアマネジメントに対する統制を目的とした運用を行わないこと。
- ⑦ 保険者機能強化推進交付金等については、国の「評価指標」に追随し、実態を無視した「介護予防・重度化防止目標」「給付抑制目標」などは盛り込まず、必要な介護サービスが受けられるようにすること。
- ⑧ 介護現場の人手不足を解消するため、自治体として独自に処遇改善助成金を制度化し、全額労働者の賃金として支払われる措置を講じること。国に対し、全額国庫負担方式による全介護労働者が、全産業平均の賃金水準に早急に到達できる処遇改善制度を求めること。
- ⑨ 入所待機者を解消し、行き場のない高齢者をなくすために、特別養護老人ホームなど介護保険施設及びグループホーム等の整備について、詳細な実態調査を行い、必要数を明確にしたうえで年次的に整備を行うこと。
- ⑩ 次期介護保険見直しの検討課題とされている「2 割負担等の対象拡大」「ケアマネジメント有料化」「要介護 1、2 の生活援助等の保険給付外し・総合事業移行」など負担増とサービス切捨てを中止するよう国に働きかけること。
- ⑪ 高齢者の熱中症予防対策を抜本的に強化すること。実態調査を実施するとともに、高齢者宅を毎日訪問し熱中症にならない対策（クーラーを動かすなど）ができるように、社会福祉協議会、事業者、NPO などによびかけ小学校単位（地域包括ケアの単位）で見守りネットワークづくりなど、具体的施策を実行すること。介護保険の給付限度額の関係で、町の熱中症予防シェルター（開放公共施設）へ介助を得て避難する事が困難なケースへの対策を各自治体が立てること。とくに、高齢者が「経済的な理由」でクーラーが利用できない事態とならないように緊急に電気料補助制度をつくること。
- ⑫ 介護保険被保険者証のマイナンバーカード化は高齢者及び関係者に多大な負担と混乱をもたらす、個人情報漏洩などの危険性があるなどの不安が広がっています。従来の保険証を使い続けられるよう国に求めてください。
- ⑬ 2022 年 10 月より 75 歳以上の医療費が 2 割化され、「2 割化」の影響による「受診控え」が起きている調査結果も出されている。大阪府は 2021 年 3 月をもって老人医療費助成制度を廃止したが、高齢者の命と健康を守る上で、高齢者を広く対象にした助成制度の創設を強く求める。
- ⑭ 今年 4 月からの難聴高齢者補聴器購入費助成事業は、補聴器相談医の受診・検査・意見書発行の費用や認定補聴器専門店への相談・見積書依頼、区役所でなく市役所への申請手続きや介護予防活動への参画など高齢者の負担が大きく、応募者が少なくなる危惧と利用制限を感じます。もっと柔軟な利用しやすい事業にしてください。

(2) 障がい福祉「65 歳問題」と重度障害者医療

- ① 障害者総合支援法 7 条は二重給付の調整規定であり、介護保険法 27 条 8 項の規定（要介護認定の効力は申請日までしか遡れないこと）との関係から、「できるとき」規定の効力は要介護認定の申請日以降にしか発生しないという法的論拠に基づき運用を行うこと。
- ② 日本の社会保障制度の原則は申請主義であることから、障害者に介護保険への申請勧奨をすることはあっても強制してはならないこと、厚生労働省の通知等でも未申請を理由とした障害福祉サービスの更新却下（打ち切り）は認めていないことを関係職員に徹底し、申請の強制や更新却下を防止すること。
- ③ 介護保険に移行した一部の障害者にしか障害福祉サービスの上乗せを認めない独自ルールを設けている場合はこれを撤廃し、2007年初出「適用関係通知」・「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項及び運用の具体例等について」（令和 5 年 6 月 30 日）等で厚生労働省が示す基準にもとづく運用を行うこと。
- ④ 介護保険優先は二重給付の調整であり、「介護保険優先」はあくまで原則を示しているに過ぎず、個々の状況に応じて障害福祉サービスの継続も可能な例外があることという事実を、自治体の HP や障害者のしおりなどに正確に記述すること。
- ⑤ 介護保険対象となった障害者が、介護保険への移行をせず引き続き障害福祉サービスを利用する場合においては、現行通りの基準を適用するよう国に求めること
- ⑥ 介護保険対象となった障害者が、介護保険サービスを利用しかつ上乗せで障害福祉サービスを利用する場合の新たな国庫負担基準を創設するよう国に求めること
- ⑦ 障害福祉サービスを継続して受けてきた方が、要介護認定で要支援 1、2 となった場合、総合事業における実施にあっては障害者に理解のある有資格者が派遣されるようにすること。
- ⑧ 障害者の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも市町村民税非課税世帯の利用負担はなくすこと。
- ⑨ 2018 年 4 月診療分より見直された重度障害者医療費助成制度において、自治体独自の対象者拡大・助成制度の創設を行うこと。

11.公害・環境行政について

<大気汚染>

- (1) 二酸化窒素の環境基準はゾーンで定められています。2025 年 3 月、初めて「大阪市環境基本計画」が目標とする下位値（1 時間値の 1 日平均値 0.04ppm）を全局で下回りました。今後ともこれを維持・継続することが求められています。
- (2) PM2.5 の測定体制を充実させるために測定局を増やしてください。船舶からの影響が予測される湾岸部に新設してください。
- (3) 光化学オキシダントの環境基準未達成が続いています。全局で達成するための計画と具体的な対策についてしめしてください。
- (4) ディーゼル自動車の規制を国に働きかけるとともに自動車交通量の減少を図ってください。
- (5) 国道 43 号の大型車交通量を少なくとも 1 万台以上減らすために、湾岸線への誘導促進、ロードプライシングの充実を国、阪神高速道路株式会社に働きかけてほしい。大型車を湾岸線に誘導するた

めの対策を国土交通省や警察と連携して実施してください。

- (6) 大阪市自転車活用推進計画に基づき、市内の幹線道路に自転車道の整備をしてください。
- (7) 大阪市に、公害・環境資料館を整備してください。
- (8) 公害の経験を次世代に伝える「公害と環境に関わる教育」をすべての小中、高等学校で実施してください。
- (9) アスベスト対策を重点課題にしてください。専門職の配置やアナライザー(測定器)の無償貸し出しなど今後も建設・解体業者中心に被害が拡大しないような対策が必要と考えますが、市としての考えを示してください。
- (10) 環境省は、2023年度に実施した全国の河川や地下水の水質検査の結果を公表しました。発がん性が指摘される有機フッ素化合物(PFAS)が、摂津市の地下水で暫定指針値(50ナグラム)の520倍となる1リットル当たり26,000ナグラムでした。2022年度も21,000ナグラムで、PFASはいったん環境中に排出されると長く残存し、水に徐々に溶け込んでいくと言われていています。隣接する淀川や神崎川沿いの市民で希望する人に血中濃度測定を実施してください。

12. 労働福祉行政の改善を図るために

(1) 私たちは大阪市で働く労働者の採用賃金を基本給時給1,700円以上(諸手当などを除いて)、非正規労働者も時給1,700円以上となるよう引き上げること。また、大阪市内で働く労働者の最低賃金が時給1,700円以上となるよう大阪市として賃上げを実施した企業へ助成金を出すなどの賃上げ助成制度を創設すること。

(2) 昨年、徳島県知事は徳島県地方最低賃金審議会に最低賃金大幅引き上げの議論を行うよう繰り返し要請を行い84円もの引き上げを実現しました。大阪市も徳島県知事のように審議会に大幅引き上げの議論を行うよう要請を行うこと。

(3) 現在、大阪府が奨学金返済支援を行う企業へ奨学金返還支援制度を行っていますが、支援額も受付件数も少なく不十分な事業となっています。社会に出て働く若者の生活を支え、中小企業への支援ともなる奨学金返済支援制度の創設を大阪市も行うこと。

(4) 上記の要望(1)(3)に含まれる「大阪市内で働く労働者の最低賃金が時給1,700円以上となるよう大阪市として賃上げを実施した企業へ助成金を出すなどの賃上げ助成制度を創設すること」「社会に出て働く若者の生活を支え、中小企業への支援ともなる奨学金返済支援制度の創設を大阪市も行うこと」について 業務改善助成金などは中小企業からは使いにくい制度であり、直接支援をすることが必要不可欠です。また奨学金返還支援制度は全国の市区町村でも取り組まれており、中小企業への直接支援、奨学金返還支援の両者が地域経済の活性化につながると考えています。その視点から、経済戦略局からの回答を要望します。

(5) 公共事業における公正な賃金・労働条件の確保のため、大阪市が発注する事業に関してはそこで働く労働者の賃金が時給1,700円以上、月28万円以上となるように「大阪市公契約条例(仮称)」を制定すること。また実際に大阪市からの発注した事業を入札した業者が労働者に対し、賃金をいくら支払っているのか把握すること。その際、「大阪府最低賃金未満で支払われているおそれがある等の情報を入手した場合」に限らず、すべての業者に確認すること。

(6) 公正・公平な労働行政をおこなうこと。各種審議会について

- ①各種審議会委員は、幅広い労働界からの選出を義務付け、大阪労連からの委員を選出すること。
- ②1つの審議会で複数の労働組合代表を選出する場合は連合、全労連それぞれから選出すること。
- ③公募で選ばれている委員をすべて明らかにすること。また労働組合から選ばれている委員がいる場合は所属組合を明らかにすること。

(7) 物価高騰対策

この間の物価上昇は中小零細企業の経営を圧迫、私たち市民の暮らしにも大きな影響を与えています。現在、大阪市は物価高騰対策としてどのような支援制度を行っていますか？ また物価高騰対策を国・府まかせにするのではなく、大阪市独自として予算を組み、中小零細企業や市民への直接支援金制度を創設すること。

(

13.ジェンダー問題についての要望

- (1)「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく施策のための予算を充実させ、正規の職員を増やすなど実効ある制度と体制を整えてください。この法律を市民にひろく周知してください。
- (2) 市として独自に性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを設置してください。
 - ①市立病院にワンストップ支援センターの機能を設置してください。
 - ②性暴力被害者が適切なケアを受けられる体制を整えてください。
- (3) 学校トイレの個室に返却不要の生理用品を置いてください。使用に際して、氏名の記入など条件をつけないでください。
- (4) ジェンダー視点での災害時の避難所の確保や避難ルートの整備をしてください。
 - ①避難先となる学校や公園、公共施設に、マンホールトイレや防災釜ベンチを設置してください。
 - ②防災計画に女性の意見を反映してください。また、様々な種類とサイズの下着、生理用品、子どもや大人用のおむつを備蓄してください。